

有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送サービス約款

株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ

第1章 (総則)

第1条 【約款の適用】

株式会社上野原ブロードバンドコミュニケーションズ(以下「UBC」という。)と、UBC が行う有線テレビジョン放送および有線ラジオ放送のサービス(以下「本サービス」という。)の提供を受ける者(以下「加入者」という。)との間に締結される契約(以下「加入契約」という。)は、以下の条項によるものとします。

2 UBC は、放送法(平成22年法律第65号)等の規定に基づき UBC が別に定める料金表により本サービスを提供します。

3 UBC が提供する本サービス以外のサービスについては、別に定めるサービス約款および規約等を適用するものとします。

第2条 【用語の定義】

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(基本サービス名称)	
ベーシック TV	一般放送サービス。 地上デジタル放送・BS デジタル放送・自主番組・FM ラジオ放送。
プレミアム TV スーパープレミアム TV	デジタル多チャンネルサービス。 ベーシック TV および STB を設置することで、地上デジタル放送・BS デジタル放送・CS デジタル放送を視聴可能となるサービス。
(追加サービス名称)	
ペイチャンネル	プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の契約者が、視聴可能なチャンネルの他に、ペイチャンネルに対応した BS デジタル放送・CS デジタル放送のチャンネル毎の利用料金を支払うことで、当該チャンネルの視聴が可能となる追加サービス。 加入者が、番組供給会社と直接契約を締結することで視聴可能となるチャンネルを含む。
(その他名称)	
CAS カード	デジタル放送用 ICカード。STB に付随して UBC が加入者に貸与。 次の2種類の CAS カードを使用。 B-CAS カード(地上デジタル放送・BS デジタル放送用 IC カード) C-CAS カード(CS デジタル放送用 IC カード)
CATV 施設	本サービスを提供するために必要となる UBC の施設。 UBC の所有または長期借用する受信設備・ヘッドエンド設備・伝送路設備・光分岐器・引込線・光終端機器およびこれらに付属する設備で、かつ光終端機器より1次側を指す。
CATV 信号	UBC が本サービスを提供する為に CATV 施設に送信する信号。
STB	プレミアム TV を視聴する際に、UBC が加入者に対して貸与し、加入者の TV 端末に設置する装置。 TV 端末1台に対して、1台の STB を設置。STB は、セット・トップ・ボックス(Set Top Box)の略。

TV 端末	テレビ等、UBC が本サービスにおいて送信する音声・映像等の信号を受信する為の受像機。
1次側	光終端機器本体装置より屋外側。
2次側	光終端機器2次側出力端子以降。
戸建住宅	一戸建の住宅で、1つの世帯が居住する建造物。
集合住宅	2以上の複数世帯が居住する建造物(アパート・マンション等の賃貸または分譲の住宅で、UBC が判断するもの)。
受信設備	地上アナログ放送・地上デジタル放送の放送局や FM ラジオ放送の放送局からの信号、放送衛星(BS)・通信衛星(CS)等からの信号を受信する為の設備。
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団。
宅内工事	光終端機器の2次側出力端子より屋内側の施設(同軸ケーブル、分配器、分岐器、増幅器、接続端子等)の設置工事、STB の設置および TV 端末への接続、TV 端末のチューニング作業。
光分岐器	伝送路設備から引込線を取り出す部分に設置される機器。
伝送路設備	ヘッドエンドから送出した信号を伝送する為の設備の総称。
引込線	光分岐器より加入者の指定する建造物に設置された光終端機器まで敷設された光ドロップケーブル。
引込工事	引込線の敷設および光終端機器の設置をする工事。
ヘッドエンド	番組を送出する設備の総称で、受信設備で受信した信号を、伝送路設備に送出する為の設備の集合体。
光終端機器	加入者の指定する建造物の内壁等に設置し、引込線と建造物内の配線を接続する為の機器。
ラジオ端末	ラジオ等、UBC が本サービスにおいて送信する FM ラジオ放送等の信号を受信する為の受信機。

第3条【約款の改定】

UBC は、本約款の内容を、改定して総務大臣に届け出ることがあります。約款の改定後、本サービスの内容および料金その他の提供条件は、改定後の約款によるものとします。

第2章(契約)

第4条【契約の単位】

加入契約は、引込線1回線毎に行うものとします。ただし、引込線1回線に対して、加入する世帯が複数となる等の場合には、加入契約を個別に行います。

2 UBC は、集合住宅の代表者(以下「オーナー」という。)との間で、別に定める契約(以下「集合住宅加入申込契約」という。)を締結するものとします。また、加入契約の内容は、集合住宅加入申込契約の内容を優先します。

3 住宅以外の建造物(事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等)については、当該建造物の代表者との間で、別に定める契約を締結するものとします。また、加入契約の内容は、当該契約の内容を優先します。

第5条【契約の成立】

加入契約は、UBC 所定の申込書に必要事項を記入・捺印した上で、UBC にこれを提出し、UBC がその申込書の内容を承諾した後に、加入者が本サービスを利用することが可能となった時点で成立します。但し、加入者は申込書の日付から8日以内であれば、契約の撤回、解除ができるものとします。

2 加入者は、加入契約の成立について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人がある場合は、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、UBC は、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

3 集合住宅においては、次の各号に従い加入契約が成立するものとします。

- (1) UBC とオーナー間で集合住宅加入申込契約を締結する。
- (2) サービス内容等については、当該集合住宅加入申込契約によるものとする。
- (3) 原則として、1つの集合住宅に対する引込線は1回線とし、これを集合住宅の各戸に分配することで、集合住宅の全戸でベーシック TV を利用できる状態にする。
- (4) 前号の集合住宅の全戸でベーシック TV を利用できる状態にする工事について、これに要する費用はオーナーが負担する。
- (5) ベーシック TV 以外のサービス加入契約は、加入者である各戸と締結する。

4 住宅以外の建造物(事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設、等)においては、UBC と当該建造物の代表者との間で別に定める契約を締結しサービスが利用可能になった時点で、加入契約が成立します。

第6条【申込内容の承諾の拒否】

UBC は、加入者より申込書の提出があった場合でも、次の各号の場合には、承諾しないことができるものとします。

- (1) CATV 施設を設置および保持することが困難な場合
- (2) 加入者が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- (3) 加入者が、申込書に記入した内容に虚偽・誤記・不備(名義、捺印、その他必要事項の相違・記入漏れ)が有る場合
- (4) 加入者が、UBC の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合
- (5) 本サービスを含む UBC が提供するサービスの不正利用等により、過去に契約の解除をされていることが判明した場合
- (6) 加入者が、未成年であり、保護者の同意を得ていない場合
- (7) UBC の業務遂行上、著しく支障が有る場合
- (8) その他、加入者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合

第7条【契約期間】

加入契約の期間は、加入契約が成立した月の翌月から3ヶ月間とします。

2 加入契約期間満了の1ヶ月前までに、UBC または加入者いずれからも、UBC 所定の書類により何ら申し出の無い場合は、加入契約期間を1ヶ月間延長するものとし、以後これに準ずるものとします。なお、加入契約の解約および解除については、本約款の第11章(解約と解除)【解約】・【契約の解除】の規定によるものとします。

3 加入契約による、本サービスの最低利用期間は3ヶ月とします。

第8条【名義変更】

加入者は、相続または UBC が特に認める場合において、加入者の名義を継承する者に名義を変更することができるものとします。

2 加入者は、名義を変更する場合、UBC 所定の方法により、UBC に対し事前にその旨を申し出るものとします。

第9条【契約内容の変更】

加入者は、申込書への記入内容(住所・氏名・連絡先・口座等)を変更する場合には、UBC 所定の方法により、すみやかに UBC に申し出るものとします。

2 加入者は、本サービスの契約内容の変更を希望する場合には、UBC 所定の方法により、事前に、UBC に申し出るものとします。なお、加入者は、本サービスの契約内容の変更の際に、これに必要となる工事の費用を、本約款の第4章(施設)【施設の設置および費用負担】の規定により負担するものとし、原則として次回の利用料金に合算して、UBC に支払うものとします。

3 UBC は、本サービスの契約内容を変更する場合の契約の成立については、本約款の第2章(契約)【契約の成立】の規定によるものとします。また、UBC は、変更された申込書の内容に基づいて、すみやかに本サービスを提供するものとします。

4 加入者は、本サービスの契約内容を変更した場合、UBC に対して、本約款の第5章(費用)【費用の適用】の規定により、変更後の本サービスの利用料金を支払うものとします。なお、変更後の利用料金は、変更した日の属する月の翌月より適応され、日割り計算による精算は致しません。

第3章(サービスの提供)

第10条【基本サービスの内容】

UBC は、CATV 施設により、加入者に本サービスを提供します。なお、本サービスには、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものが含まれます。

2 UBC は、本サービスとして、加入者にベーシック TV・プレミアム TV・スーパープレミアム TV 等のサービスを、次の各号に従い提供するものとします。なお、本条でいう申込書に示す内容とは、UBC 所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

(1) ベーシック TV とは、加入者が、UBC 所定の申込書によりベーシック TV の利用を申し込んだ上で、(別表)の<ベーシック TV 利用料金>に定める利用料金を支払うことにより視聴可能となるサービスを指します。

(2) プレミアム TV またはスーパープレミアム TV とは、加入者が、UBC 所定の申込書によりプレミアム TV またはスーパープレミアム TV の利用を申し込んだ上で、(別表)の<プレミアム TV 利用料金>または<スーパープレミアム TV 利用料金>に定める利用料金を支払うことにより視聴可能となるサービスを指します。また、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の契約者は、第3章(サービスの提供)【追加サービスの内容】の規定により、追加サービスを利用できます。

(3) その他特殊サービス

3 UBC は、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV を提供する場合は、これを利用する為に必要となる、STB・リモートコントローラ(以下「リモコン」という。）・B-CAS カード・C-CAS カード・各種取扱説明書および付属品等を、加入者に貸与します。

4 加入者は、本サービスを、次の各号の方法により利用できるものとします。

- (1) CATV 信号を TV 端末で受信することで、地上デジタル放送・BS デジタル放送・自主番組を視聴することが可能となります。但し、地上デジタル放送・BS デジタル放送を視聴するには、TV 端末に地上デジタル放送・BS デジタル放送チューナーが必要です。
- (2) CATV 信号をラジオ端末で受信することで、FM ラジオ放送を聴取することが可能となります。但しラジオ端末には RF 入力端子が必要です。
- (3) CATV 信号を STB で受信し、この STB を TV 端末に接続することで、STB を設置することで視聴できるサービス(地上デジタル放送・BS デジタル放送・CS デジタル放送)を視聴することが可能となります。但し TV 端末には映像と音声の入力端子が必要です。

5 加入者は、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV を利用する場合、加入者が1つの加入契約により供給される CATV 信号を分配し、STB に接続することなく TV 端末で直接受信することにより、ベーシック TV と同様の内容を視聴することが可能となります。ただし、加入契約の単位については、本約款の第2章(契約)【契約の単位】の規定によるものとし、宅内配線の分配等の施工に要する費用は加入者が負担するものとします。

6 UBC は、集合住宅においては、次の各号に従い本サービスを提供するものとします。

- (1) 集合住宅のオーナーの利用料金は、別に定める集合住宅加入申込契約によるものとします。

7 UBC は、戸建住宅や集合住宅以外の建造物(事業所等の法人施設、ホテル・旅館等の宿泊施設、病院等の医療施設等)においては、UBC と当該建造物の代表者との間で別に定める契約に従い、本サービスを提供するものとします。

第11条 【追加サービスの内容】

UBC は、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の加入契約を行っている加入者に対して、ペイチャンネル等の追加のサービスを、次の各号に従い提供するものとし、その詳細は、UBC 所定の申込書に示す内容とします。なお、本条でいう申込書に示す内容とは、UBC 所定の申込書の内、作成日が最新の申込書の内容を指します。

- (1) ペイチャンネルとは、加入者が、UBC 所定の方法によりペイチャンネルの利用を申し込んだ上で、(別表)の<ペイチャンネル利用料金>に定める利用料金を支払うことにより視聴可能となるサービスを指します。
- (2) その他特殊サービス

2 ペイチャンネルは、STB が設置されている TV 端末において、STB1台毎に申し込み、STB1台毎に利用料金を支払うことにより視聴可能となります。

第12条 【サービスの内容変更】

UBC は、やむを得ぬ理由により、本サービスの内容を変更することがあります。なお、本サービスの内容の変更は、本約款の第1章(総則)【約款の改定】の規定によるものとします。

第13条 【サービスの不当利用禁止】

UBC は、加入者が本約款の規定から外れる不当な方法により、本サービスを利用することを禁じます。

2 UBC は、加入者の不当な利用方法により発生した UBC の損害について、賠償請求するものとします。

第14条【サービスの提供区域】

UBC は、UBC の定める区域で本サービスを提供するものとします。

第4章(施設)

第15条【施設の設置および費用負担】

UBC は、CATV 施設の内、ヘッドエンドから加入者に最寄りの光分岐器までの伝送路設備の設置に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、UBC または UBC の指定する者が行うものとします。ただし、加入者が本サービスを利用する際に、既設の伝送路設備より伝送路の分配・延長工事およびその他の施設の設置を必要とする場合には、UBC が別に定めた基準によって、その超過分を加入者に請求する場合があります。

2 加入者は、次の各号の施設設置費用を負担するものとし、これに伴う工事は、UBC または UBC の指定する者が行うものとします。

- (1) 引込工事に要する費用(以下「引込工事負担金」という。)
- (2) 宅内工事に要する費用(以下「宅内工事費」という。)
- (3) その他、引込工事・宅内工事に伴う、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事に要する費用
- (4) 光終端機器の電気代

3 UBC は、加入者が CATV 施設の移設・増設工事等の改変を行うことを禁止するものとし、これを必要とする場合は、UBC にその旨を申請し、UBC の許可を受けることにより改変できるものとします。また、加入者は、改変に要する費用を負担するものとし、これに伴う工事は、UBC または UBC の指定する者が行うものとします。

4 UBC または UBC の指定する者は、本サービスを利用する為に必要となる工事の終了後、加入者の都合により加入契約に至らない場合であっても、加入者が負担した金額の払い戻しは致しません。それには、自営柱の建柱、地下埋設等の特殊な工事を必要とする場合の費用を含みます。

第16条【施設の所有権と維持管理責任】

UBC は、CATV 施設の所有権または長期借用権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

2 加入者は、光終端機器の2次側以降の、STB を除く施設(宅内配線、増幅器、接続端子、TV 端末、ラジオ端末等を含む)の所有権を有するものとし、STB を含めこれを維持管理する責任を負います。

3 集合住宅においては、オーナーは、光終端機器の2次側以降から各戸の部屋の出力端子までの施設(宅内配線、増幅器、接続端子等を含む)の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。また、各戸は、各戸の部屋の出力端子から TV 端末・ラジオ端末等までの施設の所有権を有するものとし、これを維持管理する責任を負います。

4 加入者は、CATV 施設の設置について、本サービスの提供を受ける建造物が加入者の個人所有である場合を除き、地主・家主・その他の利害関係人があるときは、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、UBC は、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

5 UBC は、加入契約の成立していない第三者に、加入者が分配・配線の追加等により本サービスを提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

6 UBC は、CATV 施設の保守点検・修理および検査等、CATV 施設の維持管理上で必要となる場合は、本サービスを一時中断することがあるものとし、加入者は、これを了承するものとします。

7 UBC は、本サービスを一時中断する場合、事前に参加者に対して通知するものとします。なお、緊急を要する場合は、この限りではありません。

第17条【設置場所の無償使用】

UBC は、CATV 施設を設置する為に、必要最小限において、加入者が所有もしくは専用する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2 加入者は、加入者への本サービス提供に関する引込線の敷設において、第三者の民地を横断する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。なお、UBC は、このことに関して後日問題が生じた場合があっても、その責任を負わないものとします。

第18条【便宜の供与】

加入者は、UBC または UBC の指定する者が、CATV 施設の設置・検査・修復および宅内工事等を行うために、加入者が所有もしくは専用する敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

第19条【設置場所の変更】

加入者は、次の各号の場合に限り、UBC の定める技術基準に適合していることを条件に、STB の設置場所を変更(以下「移設」という。)することができるものとします。

- (1) 移設先が同一建造物内または同一敷地内の場合
- (2) 移設先が UBC のサービスの提供区域内であり、本約款の第2章(契約)【申込内容の承諾の拒否】の条件に含まれていない場合

2 加入者は、STB の移設をしようとする場合、移設を希望する日の15日間以上前までに、UBC 所定の移設届により、UBC に対し事前にその旨を申し出るものとします。また、これに伴う移設作業は、UBC または UBC の指定する工業者が、UBC の定める工法により行うものとし、加入者は、移設に要する費用を負担するものとします。

第5章(費用)

第20条【費用の適用】

加入者は、加入料金・引込工事負担金を、原則として初回の本サービスの利用料金に合算して、UBC に支払うものとします。また加入者は、宅内工事費を、UBC または UBC の指定する工業者の請求に応じて支払うものとします。ただし、UBC は、加入者が同一の名義にて既に入会料金を支払っている場合、加入料金を免除します。

2 加入者は、次の表に示す内容に従い、本サービスの利用料金を、UBC に支払うものとします。なお、本サービスの利用を開始した日の属する月および停止した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

	利用料金の発生開始月	利用料金の支払開始月
ベーシック TV プレミアム TV スーパープレミアム TV	加入契約の成立した日の属する月の翌月分より発生	利用料金の発生した日の属する月の利用料金を翌月または翌々月に支払う

<p>ペイチャンネル</p>	<p>利用を開始した日の属する月の 当月分より発生</p>	<p>利用料金の発生した日の属する月の利用料金を翌月または翌々月に支払う ただし、基本のサービスの利用を開始した日の属する月と同一の場合は、基本のサービスの初回利用料金に合算して支払う</p>
----------------	-----------------------------------	--

3 加入者は、本サービスの利用開始後は、UBC が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、所定の方法により支払うものとします。

4 UBC は、本条の費用の支払方法を口座振替と定め、これ以外の方法により支払う場合は、UBC および加入者の合意に基づく方法によるものとします。

5 加入者は、本条の費用について、UBC の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

6 UBC は、原則として、本条の費用について、加入者に対して請求書および領収書の発行は行いません。

7 UBC は、社会経済情勢の変化、その他の事情により、利用料金の改定をすることがあります。その場合、UBC は、改定の1ヶ月前までに、改訂後の利用料金を加入者に通知するものとします。なお、改定後の料金は、改定月のサービス利用分から適用します。

8 日本放送協会（以下「NHK」という。）の放送受信料（地上契約、衛星契約）、株式会社 WOWOW の加入料および視聴料等、別途契約の締結を必要とする番組供給会社については、UBC の利用料金の中に含まれません。

9 日本放送協会（以下「NHK」という。）の放送受信料（地上契約、衛星契約）については、UBC 所定の申込方法により UBC が代行徴収できるものとします。

10 集合住宅において、オーナーは、当該集合住宅加入申込契約に従い本サービスの利用料金を、一括して UBC に支払うものとします。なお、オーナーは、UBC が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、所定の支払い方法により支払うものとします。

11 利用料金の支払いが継続して3ヶ月に渡り滞った場合等、契約に違反する行為があった場合は、本サービスの提供を強制停止させて頂く場合があります。また、違反行為に対して、催告したにも関わらず、支払いを怠った場合は、加入契約を解除する場合があります。

12 加入者は、支払いが滞った場合は、延滞1ヶ月毎に（別表）の〈延滞事務手数料〉を UBC に支払うものとします。

第21条 【費用の明細】

加入者は、前条の費用の明細に関し、これを記載した明細書において確認することができます。なお、加入者は、UBC に当該明細書の発行を求めた場合、（別表）の〈利用料金明細書の発行費用〉を負担するものとします。

2 加入者は、当該明細書の発行費用を、本サービスの利用料金に合算して、UBC に支払うものとします。

第6章 (STB)

第22条 【STB の貸与】

UBC は、加入者がプレミアム TV またはスーパープレミアム TV の利用料金を支払うことにより、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV を利用する為に必要な機器である STB・リモコン・各種取扱説明書および付属品等を加入者に貸与するものとします。なお、UBC は、STB に付属するものとして B-CAS カードおよび C-CAS カードを加入者に貸与し、その取扱い

については、本約款の第7章(CASカード)の各条の規定によるものとします。

2 STB の使用法は、STB 付属の各種取扱説明書によるものとします。

3 加入者は、次の各号の場合、UBC に対して STB・リモコン・各種取扱説明書および付属品等を返却し、この STB に付属する B-CAS カード・C-CAS カードも返却するものとします。

(1) プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の加入契約の一時休止または解約を行う場合

(2) プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の加入契約を解除された場合

4 UBC は、必要に応じて、加入者に STB・リモコン・各種取扱説明書および付属品等の、交換および返却を請求することができるものとします。

第23条【STBの所有権と維持管理責任】

UBC は、加入者に対して貸与する、STB・リモコン・各種取扱説明書および付属品等の所有権を有するものとします。なお、加入者は、STB および付属部品等の使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとし、これに必要となる電気は、加入者が提供するものとします。

2 UBC は、ペイチャンネルの視聴開始および視聴終了の処理を、STB が CATV 信号を受信できる状態で、かつ STB に電気が供給された状態で行えるものとします。また UBC は、STB が CATV 信号を受信できないことによる問題、および受信することによって発生する問題や損害については、責任を負わないものとします。

3 UBC は、本サービスを提供するために必要な場合は、加入者に連絡なく STB のバージョンアップ作業を行うことがあります。また、バージョンアップ作業は、STB が CATV 信号を受信できる状態で、かつ STB に電気が供給された状態で行うものとします。なお UBC は、STB バージョンアップの為に信号を受信できないことによる問題、および受信することによって発生する問題や損害については、責任を負わないものとします。

4 UBC は、本サービスを継続かつ正確に提供する為に、送出設備および各サブシステムの点検を行う場合、事前に通知します。また、本点検に伴う停波の有無は、都度それを通知することとします。

第7章(CASカード)

第24条【B-CASカードの取扱い】

B-CASカードの取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス(B-CAS)カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第25条【B-CASカードおよびC-CASカードの貸与】

UBC は、加入者に STB を貸与する場合、この STB1 台に対して1枚の B-CAS カードおよび1枚の C-CAS カードを貸与します。また、この B-CAS カードおよび C-CAS カードは、STB に付属するものとして常時装着された状態で使用するものとします。

2 加入者は、次の各号の場合、UBC に対して B-CAS カード・C-CAS カードを返却するものとします。

(1) プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の加入契約の一時休止または解約を行う場合

(2) プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の加入契約を解除された場合

3 UBC は、必要に応じて、加入者に B-CAS カードおよび C-CAS カードの、交換および返却を請求することができるものとします。

第26条【C-CASカードの所有権と維持管理責任】

UBC は、加入者に対して貸与する、C-CAS カードの所有権を有するものとします。なお、加入者は、C-CAS カードの使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

第8章(故障等)

第27条【故障時の対応】

UBC は、CATV 施設に故障等が生じた場合は、すみやかにこの施設の修復を行い、これに要する費用を UBC が負担するものとします。

2 UBC は、加入者より CATV 施設に異常がある旨の申し出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、調査の結果、UBC が維持管理する責任を負わない部分の異常であると判明した場合は、本約款の第4章(施設)【施設の所有権と維持管理責任】の規定に従い、維持管理する責任を負う者にて修復し、これに要する費用を維持管理する責任を負う者が負担するものとします。

3 加入者は、加入者の故意または過失により、CATV 施設に故障を生じた場合は、UBC がこの施設の修復を行い、これに要する費用を負担するものとします。

4 UBC は、STB・リモコン・B-CAS カード・C-CAS カードおよび付属部品等が故障・破損等により使用できなくなった場合、無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、UBC は、加入者が故意または過失により破損した場合、または本来の用法に従って使用しなかったことにより破損した場合、(別表)の<機器備品の賠償費用>に定める費用を加入者に対して請求し、加入者がこの費用を支払うことで交換するものとします。

第9章(紛失等)

第28条【貸与物の紛失】

加入者は、STB・リモコン・B-CAS カード・C-CAS カード等が紛失・盗難等により使用できなくなった場合、すみやかにその旨を UBC に届け出るものとし、UBC が(別表)の<機器備品の賠償費用>に定める費用を加入者に対して請求し、加入者がこの費用を支払うことで、これを交換するものとします。

2 UBC は、B-CAS カード・C-CAS カードの紛失・盗難等の届出を受けた場合、その届出の受理後、すみやかにその機能を停止するものとします。

第10章(サービスの一時休止)

第29条【一時休止】

加入者は、ベーシック TV、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の一時休止を希望する場合、原則として一時休止をする日の15日間以上前までに、一時休止する期間を定め、UBC 所定の一時休止届により、UBC に対し事前にその旨を申し出るものとします。加入者は、申し出た一時休止期間を延長する場合、一時休止期間満了の15日間以上前までに再度、新たな期間を記載した一時休止届により申し出るものとします。なお、一時休止期間の指定が無い場合、6ヶ月間の一時休

止とします。

2 一時休止の範囲は契約内容により異なります。

(1) ベーシック TV 契約においては、ベーシック TV の一時休止

(2) プレミアム TV またはスーパープレミアム TV 契約においては、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV のみ一時休止、あるいは、ベーシック TV を含めた本サービス全体の一時的休止

3 加入者は、ベーシック TV または本サービス全体の一時的休止を希望する場合、(別表)の<一時休止手数料>に示す料金を支払うものとします。

4 UBC は、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV のみの一時休止期間中は、本約款の第3章(サービスの提供)【基本サービスの内容】のベーシック TV の規定に従い、本サービスを提供するものとします。

5 ペイチャネルの利用料金は再開した日の属する月から発生します。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

6 プレミアム TV またはスーパープレミアム TV 休止中は、追加サービスについてもプレミアム TV またはスーパープレミアム TV と同様の条件で一時的休止となります。

第30条 【設備の保管】

加入者は、プレミアム TV またはスーパープレミアム TV の一時休止期間中、STB・リモコン・B-CAS カード・C-CAS カード・各種取扱説明書および付属品等を適切に保管するものとします。

第31条 【サービスの再開】

UBC は、加入者が申し出た一時休止期間が満了した場合またはサービスの再開を希望した場合は、当該サービスの一時的休止を終了し、当該サービスの提供を再開するとともに、本約款の第5章(費用)【費用の適用】の規定に従い利用料金の支払いが再開されるものとします。

2 加入者は、本サービスの再開時に必要となる STB と TV 端末の配線接続に関しては、原則として、加入者自身にて行うものとします。なお加入者は、STB と TV 端末の配線接続を、UBC または UBC の指定する者に依頼する場合、これに要する費用を加入者が負担するものとします。

第11章(解約と解除)

第32条 【解約】

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約をする日の15日間以上前までに、UBC 所定の解約届により、UBC に対し事前にその旨を申し出るものとします。

2 加入者は、加入契約を解約する日の属する月の利用料金まで支払うものとします。なお、解約した日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

3 加入者は、プレミアム TV のみ解約する場合、本約款の第3章(サービスの提供)【基本サービスの内容】のベーシック TV の規定に従い、本サービスを提供されるものとします。

4 加入者は、スーパープレミアム TV のみ解約する場合、本約款の第3章(サービスの提供)【基本サービスの内容】のベーシック TV またはプレミアム TV の規定に従い、本サービスを提供されるものとします。

5 加入者は、本サービスの最低利用期間である3ヶ月以内に、加入契約を解約した場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・宅内工事費および3ヶ月分の利用料金を、UBC または UBC の指定する業者に対して支払う義務を負います。

6 加入者は、加入契約を解約した場合、直ちに約款による全ての権利を失います。

7 UBC は、加入者が加入契約を解約した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。

8 プレミアムTV またはスーパープレミアムTV 解約時は、追加サービスについてもプレミアムTV またはスーパープレミアムTV と同様の条件で解約となります。

第33条【契約の解除】

UBC は、次の各号の場合を違反行為とし、本サービスの提供を停止できるものとします。また、UBC は、加入者に対して違反行為の是正を催告したにもかかわらず、これが是正されなかった場合は、加入契約を解除することができるものとします。

(1) 加入者が加入料金・引込工事負担金・宅内工事費等を支払期日までに支払わなかった場合

(2) 利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合

(3) 加入者または本約款の第5章(費用)【費用の適用】に規定する第三者が、この約款に定める料金の支払い義務を怠った場合

(4) 第13章(禁止事項)の各条の規定に違反した場合

(5) その他この約款に違反したと認められる場合

2 前項の UBC から加入者に対する違反行為の是正の催告が、加入者の都合により加入者に到達しない場合は、何ら加入者への通知なしに加入契約を解除することができるものとします。

3 UBC は、電力・電話の無電柱化等、やむを得ない事由により CATV 施設の移設・変更を余儀なくされ、かつ CATV 施設の代替構築が困難な場合は、加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

4 UBC は、オーナーとの集合住宅加入申込契約が終了した場合、当該集合住宅での本サービスの提供を終了するものとします。

5 加入者は、加入契約の解除された日の属する月の利用料金を含む、未払い分の利用料金を支払う義務を負います。なお、加入契約が解除された日の属する月の利用料金は、日割り計算による精算は致しません。

6 加入者は、本サービスの最低利用期間である3ヶ月以内に、加入契約が解除された場合であっても、既に発生している、加入料金・引込工事負担金・宅内工事費および3ヶ月分の利用料金を、UBC または UBC の指定する工事業業者に対して支払う義務を負います。

7 加入者は、加入契約を解除された場合、直ちに約款による全ての権利を失います。

8 UBC は、加入契約を解除した場合であっても、加入者に加入料金を払い戻すことは致しません。

9 UBC は、加入契約を解除した場合、加入者が別途支払った NHK の放送受信料(地上契約、衛星契約)、株式会社 WOWOW の加入料および視聴料等が払い戻されず、加入者に不利益・損害等が生ずることがあっても、責任を負わないものとします。

第34条【設備の撤去と回収】

加入者がプレミアムTVを解約する場合または加入契約を解除された場合、UBCは、STB・リモコン・B-CASカード・C-CASカード・各種取扱説明書および付属品等を回収します。

2 加入者は、この回収の費用として、(別紙)の<UBC 訪問サポート費>に示す費用を負担するものとします。なお、STB の取り外し作業などが発生する場合は、さらに(別紙)の<設定費>に示す費用も負担するものとします。

3 UBC は、加入者がSTB・リモコン・B-CASカード・C-CASカードの回収に応じない場合、(別表)の<機器設備の賠償費用>に定める費用を加入者に対して請求し、加入者はこの費用を支払うものとします。

4 加入者は、解約および加入契約の解除による撤去・回収作業に伴い、加入者が所有もしくは専用する敷地、家屋、構築物等の復旧を希望する場合は、その復旧費用を負担するものとします。

第12章(責任)

第35条【放送内容の変更】

UBC は、やむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、UBC は、放送内容の変更によって生じる損害の賠償には、応じないものとします。

第36条【損害賠償】

UBC は、UBC の責めに帰すべき事由により、本約款の第3章(サービスの提供)【基本サービスの内容】に規定する本サービスの提供ができない状態(チャンネルの全てが停止した状態)を生じ、かつこの状態を UBC が知り得てから、月のうち10日以上継続した場合に限り、当該月分の利用料金を無料とします。

2 UBC は、UBC の責めに帰すべき事由により、本約款の第3章(サービスの提供)【追加サービスの内容】に規定するペイチャンネルの提供ができない状態を生じ、かつこの状態を UBC が知り得てから、月のうち10日以上継続した場合に限り、該当するチャンネルの当該月分の利用料金を無料とします。

第37条【免責事項】

UBC は、本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、第12章(責任)【損害賠償】の規定によるほか、何ら責任を負いません。

2 UBC は、登録コードの、加入者または第三者による使用上の過誤または不正使用に起因する損害は、加入者が責任を負うものとし、UBC は、このことに関して責任を負わないものとします。

3 UBC は、次の各号の場合における本サービス提供の停止について、賠償等一切の責任は負わないものとします。

- (1) CATV 施設の維持管理上で必要となる場合
- (2) 天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電
- (3) フェージング等の気象状況による、UBC の責に帰することのできない受信障害
- (4) 番組供給会社側の機能停止
- (5) 放送衛星(BS)、通信衛星(CS)の機能停止
- (6) その他 UBC の責に帰することのできない事由

4 UBC は、次の各号の場合における加入者の施設(宅内配線、増幅器、接続端子、TV 端末、ラジオ端末等を含む)の損害

等について、賠償等一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、事変
- (2) その他 UBC の責に帰することのできない事由

第13章(禁止事項)

第38条【STBに関する禁止行為】

UBC は、STB に関する次の各号の行為を禁止します。

- (1) 分解、解析、改造、改変または改ざん等の STB の機能に影響する行為
 - (2) 天災、事変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除き、UBC への届出および届出に対する許可無く、STB を宅内配線と切り離し移設する行為
 - (3) その他、UBC が別途指定する行為
- 2 加入者は、本約款で規定される使用目的以外で、レンタル、リース、賃貸、譲渡、質入れその他方法のいかんを問わず、第三者に STB を使用させてはならないものとします。
- 3 加入者は、故意または過失により STB および付属部品等を破損・紛失・誤使用または不適切な使用をした場合、それらが行われたことによる UBC および第三者に及ぼした損害・利益損失を、賠償するものとします。

第39条【B-CAS カードおよび C-CAS カードに関する禁止行為】

UBC は、B-CAS カードおよび C-CAS カードに関する次の各号の行為を禁止します。

- (1) UBC が貸与した STB 以外の機器において使用すること
 - (2) 分解、解析、改造、改変または改ざん等のカードの機能に影響する行為
 - (3) 複製、公衆への送信等、ソフトウェアに関する著作権の権利を侵害する行為
 - (4) 日本国外へ輸出または持ち出すこと
 - (5) CASカードを単独で用いたり、UBC が貸与した STB とは別の STB に装着して用いたりすること
 - (6) 「ビーキャスト(B-CAS)カード使用許諾契約約款」に指定されている、行ってはならない行為
 - (7) その他、UBC が別途指定する行為
- 2 加入者は、本約款で規定される使用目的以外で、レンタル、リース、賃貸、譲渡、質入れその他方法のいかんを問わず、第三者に B-CAS カードおよび C-CAS カードを使用させてはならないものとします。
- 3 UBC は、加入者が故意または過失により B-CAS カードおよび C-CAS カードを破損・紛失・誤使用または不適切な使用をした場合、それらが行われたことによる UBC および第三者に及ぼした損害・利益損失を、賠償請求するものとします。

第40条【著作権および著作隣接権侵害の禁止】

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用する場合を除き、ビデオデッキ、DVD レコーダ、インターネットその他の方法等により、本サービスの複製およびかかる複製物の上映、配信、売買、その他 UBC が本サービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第14章(雑則)

第41条【個人情報の保護】

UBC は、個人情報の保護に関して加入申込書に記載している「個人情報の保護に関する宣言」に基づき適正に取扱い、保護に努めます。

第42条【国内法への準拠】

本約款は、日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については甲府地方裁判所都留支部を管轄裁判所とします。

第43条【定めなき事項】

この約款に定めなき事項が生じた場合、UBC および加入者は加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

(1)UBC は、特に必要がある場合には、この約款に特約を付することができるものとします。

改訂履歴

- ・平成20年12月18日に一部改訂（平成20年12月22日より適用）
- ・平成21年 3月 4日に一部改訂（平成21年 4月 1日より適用）
- ・平成21年 8月24日に一部改訂（平成21年10月 1日より適用）
- ・平成21年12月 7日に一部改訂（平成22年 1月 1日より適用）
- ・平成23年 2月24日に一部改訂（平成23年 4月 1日より適用）
- ・平成25年 1月10日に一部改訂（平成25年 2月 1日より適用）
- ・平成25年 3月25日に一部改訂（平成25年 4月 1日より適用）
- ・平成25年 6月28日に一部改訂（平成25年 7月 1日より適用）
- ・平成26年 9月12日に一部改訂（平成26年 10月 1日より適用）
- ・平成27年 2月15日に一部改訂（平成27年 3月 1日より適用）
- ・平成29年 3月25日に一部改訂（平成29年 4月 1日より適用）
- ・令和 3年 3月18日に一部改訂（令和 3年 4月 1日より適用）